

# 会員の死亡弔慰金

## 会員が死亡したとき

所定用紙と手続きについての説明書がありますのでゆいワークへご連絡ください。

### ◆事業所(勤務先)がすること

#### 1. 退会届の提出(ファックス可)

退会受付後、所定用紙をゆいワークより送付いたします

#### 2. 所定用紙を受け取った後、必要事項を記入・押印して、

弔慰金受取人(ご遺族)に書類をお渡してください。

(受取人が、ゆいワークへ書類を提出することとなります)

### ◆ 必要書類: 受取人(ご遺族)に準備していただく書類

①死亡弔慰金(会員本人)請求書(ゆいワーク所定用紙)

②会員の死亡日及び会員と受取人の関係がわかる書類

例: 死亡者の戸籍抄本(除籍後)または戸籍謄本

※共済金受取人が配偶者以外の場合、別途書類が必要となります

例: 死亡者と受取人の関係がわかる書類、受取人代表者委任状 など

※会員が死亡した際の弔慰金受取人(請求者)は、会員の配偶者となります。

配偶者がいない場合は、受取人の順位がありますので、ゆいワークへお尋ねください。

※会員の死亡弔慰金は、受取人(請求者)の銀行口座へ直接振込みとなります。

次の場合は、死亡弔慰金はお支払いできません。

- (1) 受取人の故意または重大な過失により死亡した場合
- (2) 会員の故意または重大な過失により死亡した場合
- (3) 会員の犯罪行為により死亡した場合
- (4) 会員がゆいワーク加入して1年未満で自殺行為により死亡したとき

公益財団法人沖縄中部勤労者福祉サービスセンター 事業規則

(第29条 死亡弔慰金 2項)

会員が死亡したとき、支給する死亡弔慰金を受ける同順位の遺族が複数であるときは、その一人にした請求は全員のためにその全額にしたものとみなし、その一人に対してした 支給は全員に対したものとみなす。